

宇治田原町教育大綱

～人がつながる 未来につながる まちぐるみの教育～



令和8年4月

宇治田原町

目 次

1. はじめに	1
2. 基本理念	2
3. 基本方針	3

1. はじめに

平成27年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、首長と教育委員会がこれまで以上の連携を図り、教育行政を推進していくため、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じた「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定することとされました。

本町では、町長と教育委員が教育行政について議論する場である「宇治田原町総合教育会議」において、協議・調整し、平成28年3月に第1期となる「宇治田原町教育大綱」を策定し、令和4年4月に基本理念を引き継ぎ、第2期「宇治田原町教育大綱」を策定しました。

今般、対象期間の到来を迎え、教育行政を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「人がつながる 未来につながる まちぐるみの教育」を目指し、総合教育会議において、町長と教育委員による意見交換、議論を重ね、本町の教育に関する基本方針として、第3期となる「宇治田原町教育大綱」を策定しました。

(1) 教育大綱の位置づけ

この大綱は、本町の教育行政を推進するための基本的な計画として、教育、学術及び文化の振興に関する施策の取組方針を定めるものです。

なお、具体的な施策の推進にあたっては、本大綱の方針に基づき、毎年度定める「教育の重点」により、各種施策を進めることとします。

(2) 対象期間

この大綱の対象期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。なお、必要に応じ教育大綱の内容を見直すこととします。

(3) 策定にあたっての考え方

「宇治田原町第6次まちづくり総合計画」及び「第3期地域創生総合戦略」と整合を図り、社会情勢の変化に対応する新たな視点及び国（第4期教育振興基本計画）・府（第2期教育振興プラン）の教育施策を勘案して改定します。

2. 基本理念

人がつながる 未来につながる まちぐるみの教育

【理念の視点】

人がつながる

「家族の絆」「住民（地域）の絆」など、人と人とがしっかりとつながり、学びを通して「学校力」「家庭力」「地域力」を高めていきます。

未来につながる

子どもたちの「主体的に学び考える力」「多様な人とつながる力」「新たな価値を生み出す力」を育み、未来を見通し、子どもも大人も夢や生きがいを見つけ、生涯にわたって学び続ける場を提供していきます。

まちぐるみの教育

それぞれの地域コミュニティの発展を目指し、宇治田原町全体において「絆」を大切にしながら教育の充実を図っていきます。

3. 基本方針

(1) 自らの人生を舵取りする力の育成

小中一貫教育の推進により、子どもたちが自ら考え、判断し、行動できる「確かな学力」を育み、自らの人生を主体的に生き抜く力を育成します。

(2) 誰一人取り残さない多様な学びの充実

人権教育を基盤に、全ての子どもたちが心身ともに健康で、それぞれの個性や特性に応じて、安心して学び、可能性を広げられる教育環境を確保するとともに、多様な人々が共に支え合い、認め合う教育を目指します。

(3) 家庭・地域・学校の連携・協働とシビックプライド※の醸成

家庭、地域、学校が一体となり、子どもたちの成長を支え、地域社会への愛着と貢献意欲を育みます。また、郷土の歴史や文化などを学び・再発見し、地域活動に参画することで、宇治田原町へのシビックプライドを醸成し、将来にわたって地域を支える人材を育成します。

(4) いつまでも学び活躍できる環境づくり

すべての住民が生涯にわたって学び続けられる機会を提供し、年齢や経験に関わらず誰もが地域や社会で活躍できる場を創出します。

※シビックプライド：まちや故郷に誇り・愛着を持つこと、まちづくりに関わることへの自負。